

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成26年6月17日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
4番	実川圭子君	5番	二宮由子君
6番	大后治雄君	7番	和地仁美君
8番	関野杜成君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関田貢君	15番	森田憲二君
16番	尾崎信夫君	17番	東口正美君
18番	中間建二君	19番	御殿谷一彦君
20番	佐竹康彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

3番 尾崎利一君

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（16名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
総務管財課長	東栄一君	土木課長	寺島由紀夫君
建築課長	中橋健君	中央公民館長	福島啓二君

## 議事日程

- 第 1 東大和市農業委員会委員の推薦について
- 第 2 第 3 3 号議案 東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約について  
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 3〕
- 第 3 2 6 第 4 号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情  
〔建設環境委員会審査・所管事務調査報告 日程第 4～日程第 8〕
- 第 4 第 3 0 号議案 市道路線の認定について
- 第 5 第 3 1 号議案 市道路線の廃止について
- 第 6 第 3 2 号議案 市道路線の廃止について
- 第 7 議第 2 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 8 家庭系廃棄物の減量推進と有料化について
- 第 9 委第 2 号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 第 1 0 議第 3 号議案 都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書
- 第 1 1 陳情の付託
- 第 1 2 閉会中の継続審査について
- 第 1 3 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 4 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 4 まで

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 6月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る6月13日、議会運営委員会が開催されましたので、その内容を御報告申し上げます。

まず、今定例会の議員提出議案につきましては1件、議第3号議案として提出をされました。また委員会提出議案としまして、委第2号議案が提出をそれぞれされました。

また6月13日、正午までに受理した閉会中審査分の陳情は、26第6号陳情から26第9号陳情までの4件であります。それぞれ委員会に付託をされることとなりました。

また議員派遣につきましては、議事日程の追加がありますので、御了解をお願い申し上げたいと思います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしく取り計らいのほど、お願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

#### 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 東大和市農業委員会委員の推薦について、本件を議題に供します。

〔2番 西川洋一君、14番 関田 貢君、19番 御殿谷一彦君、21番 床鍋義博君 退場〕

○議長（尾崎信夫君） 本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、東大和市農業委員会委員4人以内を推薦するものであります。

お諮りいたします。

本件については、議長において被推薦人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、東大和市農業委員会委員被選挙人に西川洋一議員、関田 貢議員、御殿谷一彦議員、床鍋義博議員、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を東大和市農業委員会委員に推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

〔2番 西川洋一君、14番 関田 貢君、19番 御殿谷一彦君、21番 床鍋義博君 入場〕

○議長（尾崎信夫君） ここで暫時休憩いたします。

午前 9時33分 休憩

---

午前 9時34分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 第33号議案 東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約について

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 第33号議案 東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第33号議案 東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本事業につきましては、去る5月29日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第33号議案資料も、あわせて御参照いただきたいと思います。

まず件名ですが、東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、東大和市立中央公民館耐震補強工事であります。

2の契約の方法は、条件付き一般競争入札であります。4月15日に公告し、入札に参加した業者は10社であります。

3の契約金額は、1億6,092万円であります。

4の契約の相手方は、所在地、東京都江東区有明3丁目7番18号。名称、株式会社エム・テック、東京支店。代表者、支店長、曾川和久であります。

工期は、議決日の翌日から平成27年2月27日までであります。

なお、落札業者とは、去る5月30日付で仮契約を締結しております。

工事の概要について申し上げます。

工事場所は、東大和市中央3丁目926番地であります。

建物の構造は、鉄筋コンクリートづくり、地上3階、地下1階、ペントハウス1階であります。

面積は、2,169.128平方メートルであります。

耐震補強工事の概要ですが、北面、南面、西面にプレキャストコンクリート外付けフレーム耐震補強工法にて、構造体補強を行うものであります。また、集会場屋根シルバークール版のボルトアンカー補強及び2階資料展示室東側の壁の増し打ち補強を行うものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 耐震補強工事ということなのですが、かなり年数もたってる建物なんですけども、この耐震補強の工事をして、どれくらい、何年くらいをもたせるというか、そういうことを見込んであるかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、この工事は耐震補強工事のみで、例えば中の壁ですとか内装など、かなり傷んでるところもありますけど、そういうところはどの程度行うのか。それから東側に外階段があるんですけど、そこが今入れないような状態になってますけれども、そのあたりはどうなるのか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） まず1点目の延命化でございますが、今回の工事は耐震補強でございますので、建物の本体を強化するなり、リニューアルすることで延命化を図る工事じゃございませんので、特に施設の延命化ということは今回の工事では対象になっておりません。ただ今後、この施設をストックマネジメント計画とするものの中で、どうやって延命化を図っていくかということは、検討していく問題だというふうには考えております。

あと内装工事でございますが、今申しましたとおり耐震補強工事でございますので、そこにかかわる部分で必要があれば行うことがありますけども、内装工事そのものを行うということは想定はしておりません。

外階段は、建築課長のほうから御説明します。

○建築課長（中橋 健君） 外階段ではありますが、耐震補強工事の範囲には含まれておりません。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 東側の階段を今上がれないようにロープをしてる関係でございますけども、日常的にあそこが中高生のたまり場になった経過がございまして、あそこで寝てしまったりとか朝まで過ごすような子供がいたり、そういうことを防ぐために上がらないようにロープを張っていると、そういう事実はございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） では、その外階段については、緊急の場合などは使える、危険がないという意味でしょうか。もう一度確認させてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 東側の階段につきましては、基本的には使える状況でございます。ただ、あそこを日常的に使える——上がれるようにしてしまうと、いろいろ館の運営に支障があるということで、今ロープを張ってるという状況でございます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第33号議案 東大和市立中央公民館耐震補強工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第3 26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、厚生文教委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

この審査は、平成26年6月12日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。主な質疑の内容は次のとおりであります。

陳情趣旨の中で、肝炎患者に対する医療助成の問題、肝機能障害者に対する身体障害者手帳の認定について、当市ではどのような状況になっているか。また、東京都では、かつては肝炎患者に難病指定を行い、医療費助成を行っていた制度を、その後打ち切ったという経緯があると聞いている。そのあたりの経緯について説明をお願いしたいとの質疑に対して、当市においては、B型・C型肝炎の患者数については、正確な人数の把握は非常に困難な状況であるが、国の資料によれば、全国でB型のキャリアが110万人から140万人、慢性肝炎や肝硬変、肝がんに至っている方が7万人とされている。C型はキャリアが190万人から230万人、患者数が37万人ということで、合計で最大でキャリアが370万人、患者数が44万人とされている。これを当市の人口に当てはめると、キャリアで2,500人から3,000人、患者数で約350人ということが予想される状況である。身体障害者手帳については、肝機能障害が身体障害者手帳の交付対象と認められるようになったのが、平成22年4月からとまだ日が浅いが、本年4月1日現在の数値では、身体障害者手帳の所持者が全体で2,665人、そのうち肝機能障害の方は10人ということになっている。また東京都においては、平成14年9月までB型・C型ウイルス肝炎を含めて、慢性肝炎、肝硬変、へパトームを難病として医療費助成を行っていた。しかし、その後、原因がウイルス性ということで、治療法も進歩したということから、難病には当たらないということで、ウイルス性肝炎については難病ではなく、新たなウイルス性肝炎対策で対応すべきということで、難病の医療費助成から除外されたというような経緯がある。また難病の定義としては4つあり、1つ目が希少であること。2つ目が、原因不明であること。3つ目が、治療法が未確立であること。4つ目が、生活面に長期にわたり支障を来す疾病のうち、療養上、特段の配慮が必要なものと定義されているところであるとの答弁がありました。

次に、肝炎患者が治療を受ける際に、インターフェロンの注射を2年間で100本打つということが原則と聞いている。そうしたときに1本2万円から12万円の注射を打つても、高額医療の対象にならないということ

聞いているが、このあたりのことをどのように解釈したらいいかとの質疑に対して、一般的な高額療養費制度では、一般世帯の1カ月の自己負担上限額が8万100円で、それに医療費の1%を加えた額ということになっている。インターフェロンの治療については、年間で平均約80万円、月平均7万円というふうな資料もあるので、おおむね高額療養費の制度にかかってしまうくらいの負担が生じるというふうに認識しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議、討論を終了、採決の結果、26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情は、採択すべきものと決しました。

また本陳情につきましては、委員会として意見書を提案することとし、意見書の案文につきましては正副委員長に一任されました。

以上で、厚生文教委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

26第4号陳情 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

---

日程第4 第30号議案 市道路線の認定について

日程第5 第31号議案 市道路線の廃止について

日程第6 第32号議案 市道路線の廃止について

日程第7 議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第8 家庭系廃棄物の減量推進と有料化について

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第30号議案 市道路線の認定について、日程第5 第31号議案 市道路線の廃止について、日程第6 第32号議案 市道路線の廃止について、日程第7 議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、日程第8 家庭系廃棄物の減量推進と有料化について、以上、議案4

件を議題に供し、所管事務調査については報告を行います。

これより建設環境委員会委員長、関野杜成議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関野杜成君 登壇〕

○8番（関野杜成君） ただいま議題に供されました第30号議案 市道路線の認定について、第31号議案 市道路線の廃止について、第32号議案 市道路線の廃止について及び議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について及び建設環境委員会所管事務調査の結果と報告を御報告いたします。

まず初めに、第30号議案、31号議案、32号議案について御報告いたします。

本委員会は、平成26年6月11日に開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本議案については、既に本会議において提案理由の説明がなされておりますので、説明を省略し現地視察を行いました。

現地視察が終了後、質疑に入りましたが、現地での確認が終了していることから、質疑、自由討議、討論を終了し、直ちに採決に入りました。

第30号議案 市道路線の認定について及び第31号議案、第32号議案 市道路線の廃止については、原案どおり全会一致にて可決と決しました。

次に、議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、26年第1回の定例会に提出され、継続審査の後、4月23日に開催し、審査を行いました。

初めに、提出者からの説明の後、質疑については次のとおりです。

説明では東大和市を含め7市とされているが、当市は少数派なのか多数派なのかとの問いに、武蔵野市、狛江市、東久留米市は東京都より高い単価を用いている。同じ単価を用いているのは7市ですので、少数派だと考えるとの答弁がありました。

次に、前回の市の答弁から、道路管理上の点から管径の大小によって実質的な影響などはない。だから再区分するのはおかしいと言っているが、例えば路面に1ミリ埋めるものと10ミリ埋めるものとは、道路管理上、何の違いもないわけだから細分化するのはおかしいと思うとの問いに、道路占用料に額を決めるのはいろいろな考え方があり。国もどれが正しいとも言っておりません。ですから、何を基準に決めていくのかも含めて、道路管理者の裁量に委ねられていると判断しているとの答弁がありました。

次に、昨年度、2回目に議員提出議案という形で出されたが、今の議論を聞くと、もとに戻すのが区分なのか、それとも単価の話なのか、新たに御提案いただく論点を示していただきたい。戻さないということならば、東大和市はこの区分がベストではないかなど新しい論点をお示しいただきたいとの問いに、議会が別の案件であれば同じ改正案でも提出できるわけですが、昨年度中に市として検討結果を出すことで進めてきたけれども、十分調整が整わなかったのを見送るという答弁があった。今回、条例改正はあくまでももとに戻すということであり、24年4月から施行されたこの改正そのものが、市の財政に大きな打撃を与える改正だったということで、それをまずもとに戻すべきです。東京都が区分を9に変えたから、そのまま9に変えるという自主性のない態度では、その改正もできないということでありますとの答弁がありました。

次に、減収するよりも増収したほうがよいということは、もちろん賛成できますが、あくまでも極論です。本当に増税したいならば、1区分で一番高い値段にすればいいと思う。また、もとに戻すよりも提案型にするなどであれば、もう一度検討の余地がありますが、もとに戻すということがよいとする理由を教えてくださいとの問いに、戻すだけで2,400万円の増収になります。これは非常に大きな額になります。この道路占用料に



については、土地の価格掛ける面積掛ける率があります。この使用料率についても、国が計算をした使用料が3種類ありますが、その3種類のうち一番低い使用料が採用されています。もちろんほかのものも検討すべきだということは、たくさんあると考えているところですのでの回答がありました。

私もその増収という観点の部分では、十分に理解をしています。しかし一概に言えない部分もあると思いますが、もう一度検討するというのであれば、やはり改正前に戻すということではなく、説得力が低いので全く同じ議案で出されず、説明の部分は私は不十分でないかというふうに考えますとの問いに、皆さんが納得できるような、もとに戻すだけでなく、こうしたらいいのではないかと、単価を上げるなどベストだと考えているものはいかなるものか……。済みません、ちょっと間違えました——との回答がありました。

次に、もとに戻すという皆さんの説明がありました。皆さんが納得できるような、もとに戻すだけではなく、こうしたらいいのではないかと、単価を上げるなりベストだと考えるもの、この点についてお伺いしますとの質疑に、こういう計算をすればこうなる。こうなるから、こうなるというものは現在持ち合わせていない。全部盛り込むのか、それとも一部にとどめるのかということでもあります。現時点では、そういったものは持っておりませんとの回答がありました。

次に、単価も上げたほうがよかったのか、区分はもう少し少ないほうが本当はよかったのではないかと、そのあたり両方なのか、そこについてお伺いしますとの問いに、区分については戻すべきということですから、区分について9ということではなく、東京都が9区分にしたものを、国の動向があるわけですから、単価についても、より引き上げ自主財源をふやしていくべきというふうに考えているとの答弁がありました。

増収という意味で言ったら、極論ですけども、外径が1メートル以上あるものを、1,860円というものを1区分で全部に対応するのが一番いいと思う、極論ですが。もとに戻すということをおっしゃっておりますので、東大和市としては4区分のものが一番いいというふうに考えて理解してよろしいですかとの問いに、まずもとに戻して、その上で検討を進めていくべきだと先ほどから申し上げている。4区分がベストだ、3区分がベストだ、1区分にすべきだということでは趣旨は違うと思うというような答弁がありました。

質疑を終了し、委員外発言を求められましたので、委員会に諮り、許可をすることにいたしました。

委員外からの発言については、最初の改正案のときに賛成に回った。そのときの理由が、答弁側のことを信じてと言ったらおかしいけれども、他市と同様にやってしまったことを、そのまま認識して行ってしまった。反省したわけだけでも、まずは前の状態に戻して、その後に建設環境委員会で所管事務調査などにして、どうやったら増収できるか、増収することに対して多分異議のある人って余りいないと思うので、そういったところを検討してほしいという委員外発言がありました。

委員外発言を終了し、自由討議を行いました。

自由討議では、いろいろな説明員の方から、委員の方からの質問を考えまして、私はもとに戻すということで増税がふえるという点から見ても、それだけでもメリットはあるかというふうに感じている。また、もう1人の方からの自由討議では、この4区分に1回戻すということは確かに暫定的で、もう一回また見直しを行わなければならない、確かに不十分さはあると思う。ただ4区分でやってきたとき、現実の問題として、特にそのやり方に問題があるということは、議会の中でも特になかったというふうに理解をしている。その4区分があったほうに一度立ち戻って、その上でベストなものを追求していくことには、一定の理があるというふうに考えているというような自由討議がありました。

また、もう1名の方から、戻せば増収になるという話がある。何か提案者の会派の主張が違うように、しか

も本来そちらの会派の方は、減収を、市民に負担をかけないということが本来の趣旨と考える。その上で必要なものは、申しわけないけども、増収をしていこうという話になっております。これは増収だからいけないという、増収が3、4区分に戻そうというのは第一声目に出てくるお話だが、何かちょっと矛盾しちゃっているような気がする。

以上、自由討議を終了し、討論を行い、採決に入りました。

議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例は、起立少数のため否決と決しました。

次に、建設環境委員会の所管事務調査報告を行います。

調査項目について、家庭系廃棄物の減量推進と有料化について。

調査年月日は、平成25年9月13日を皮切りに、平成26年の6月11日、計6回で終了いたしました。

調査結果並びに各委員からの意見の概要は、次のとおりであります。

現状と課題について。

当市に限らず、ごみ減量推進は、最終処分場の延命等を鑑みた場合、喫緊の課題である。

市町村自治調査会の資料によれば、1人当たりのごみ排出量は、東大和市は26市中11位であり、中でも有料化未実施の5市で見れば2位と削減の努力はされている。

有料化によるさらなるごみの減量推進、市民意識及びごみの出し方、マナーの向上をいかに図っていくのか、また不法投棄等の対策、古紙持ち去りの対策をいかにして強化していくのかということが、今後の課題であるという意見がありました。

次に、行政視察先での事例についてです。

戸田市の取り組みでは、まちづくりとして花いっぱい運動とのリンク、学校教育とのリンク・学校給食とのかわりも含むなど、家庭系廃棄物の問題をプラスに考えられるような取り組みが行われていた。当市としても研究していく必要がある。

次に、リサイクルプラザ事業については、中古家具の現状引き渡しでなく、工作室で修繕を施して付加価値をつけるため、市民からの人気が高い。この点は当市でも粗大ごみの減量と同時に、シルバー人材センターの仕事をふやすことにつなげられるのではないかと期待ができる。

次に、戸田市で使用していた乾燥型の堆肥化機械は非常にコンパクトであった。乾燥後は冷めたらすぐに袋詰めもできるので、積み上げて保管熟成ができる。そのため、スペースなどの問題解決の事例として参考にするべきである。戸田市の施設では、におい対策のための機械もあわせて導入していたので、想像していたような生ごみのおいには近くにはほとんどしない。やはり堆肥化のためには、におい対策のためのスペースはある程度必要であるとの意見がありました。

次に、戸田市の政策について、家庭系廃棄物の対策として興味のある内容ではあるが、戸田市も全市民に向けた拡大まではいかないようだという意見がありました。

次に、家庭系廃棄物有料化に対する提言です。

1つ目、有料化について、缶・瓶・ペットボトルの回収無料化が維持され、市民の不安が一部解消された。今後は、ごみ出しのマナー向上や、減量化等、市民意識の向上のための取り組みが推進されることを望む。

次に、家庭系廃棄物の減量に努力する市民が不便を感じるような「収集方法」や「有料化」だけでなく、市民の努力がまちづくりに寄与していると感じられるような、一種の「明るい減量策」への取り組みも必要と考える。

個人宅の剪定枝や落ち葉については、チップや堆肥化できるような仕組みも必要である。また、有料化後、落ち葉などは袋に分けて回収するので、燃やさずに堆肥化できる方法も検討するべきである。

次に、有料袋は、市民の利便性を考慮し、コンビニ等でも買える状況が望ましい。販売については、10枚単位でなく、1枚単位など少量での販売もすべきであるなどの意見が寄せられました。

以上が、建設環境委員会所管事務調査、家庭系廃棄物の減量推進と有料化についての報告となります。

以上、議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関野 杜成 君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第31号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第32号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

議第2号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案に対する委員長報告は否決であります。

よって、本案は起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第9 委第2号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第9 委第2号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第2号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第10 議第3号議案 都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 議第3号議案 都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 私は、公明党、自由民主党・みんなの党、日本共産党東大和市議員団、自民クラブ、民主党、やまとみどり及び無所属議員1名を代表し、ただいま議題に供されました議第3号議案 都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

このほど、明らかになった都立高校の入学試験における採点ミスの状況は、言葉を失うほどの衝撃的な内容でありました。この際、東大和市議会として、関係者に深く猛省を促すとともに、東京都並びに東京都教育委員会に対して、徹底した原因の究明と抜本的な再発防止策を講じるよう、強く求める意見書の提出を提案するものであります。

以下、意見書の案文を読み上げます。

都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書。

東京都教育委員会の発表によれば、過去2年間の都立高校の入学試験において、全都立高校216校のうち、全体の7割近くの学校において少なくとも2,211件もの採点ミスがあり、このうち本来は合格していたのに不合格となった受験生が18人にも上ることが明らかになった。

子どもたちの将来を大きく左右する高校受験において、このような採点ミスが発生したことは、断じて看過できるものではない。

これだけの採点ミスが発生した原因は、採点に当たった教員の注意力の欠如以外にも、構造的な要因があると推測せざるを得ない。

東京都教育委員会においては、徹底した原因究明の調査を行い、抜本的な再発防止策を講じることを強く求めるものである。

説明は以上であります。

皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第3号議案 都立高校の入学試験における採点ミスの再発防止を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第11 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 陳情の付託を行います。

6月13日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会に審査

を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第13 閉会中の特定事件調査について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会及び厚生文教委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時16分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 崎 信 夫

副 議 長 関 田 正 民

署 名 議 員 実 川 圭 子

署 名 議 員 床 鍋 義 博